

「高等学校等就学支援金」(令和6年7月分～令和7年6月分)に関するご案内

1 就学支援金制度について

生徒の保護者等の所得に応じ、県立高校の授業料が無償になる国の制度です。

授業料無償となるためには、必ず申請が必要です。申請がない場合、授業料をお支払いいただくことになります。

◆所得判定基準(以下の計算式により、認定・不認定を判断します。)

算定に必要な課税情報は、原則としてマイナンバーを利用して取得します。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額(※)

= 30万4,200円未満…認定(授業料が無償となります。)

= 30万4,200円以上…不認定(授業料をお支払いいただきます。)

※ 年収目安910万円未満の世帯が該当します。原則として、所得判定基準額は親権者の合算額です。

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除額」に3/4を乗じて計算します。

※ 早生まれ(平成20年1月2日から4月1日生まれ)の生徒については、以下により算定。

「(市町村民税の課税標準額－33万円)×6%－市町村民税の調整控除額」

2 必要な手続きについて

入学時には、令和6年6月までの分を申請していただきましたが、今回は、令和6年7月～令和7年6月分を審査するために、**必ず全員が**必要な手続きです。

(1) 申請方法等について

- 支給を希望しない方も含めてオンライン上(PCやスマートフォン)で、各自で継続意向等の登録をお願いします。(別添リーフレット参照)
※支給を希望しない方もオンライン上で「希望しない」旨を登録します。
- ログインするためには、入学時に配布したe-shienシステムログインID・パスワードが必要です(紛失してしまった方はご連絡ください)。
- ※ オンライン環境がない等、やむを得ずオンライン申請ができない場合には、個別に申し出るようお願いします。

(2) オンライン登録期間 令和6年7月1日(月)から7月10日(水)まで(厳守) 7月1日以降に登録してください。

(注意事項)

- ※ 市町村民税が未申告の場合は、課税情報の確認ができないため、税の申告後に、改めて住民税決定証明書等の提出をお願いする場合があります。税の申告が済んでいない場合は、必ず事前に申告手続きを行っていただくようお願いします。
- ※ 上記のほか、必要に応じて健康保険証の写しや生活保護受給証明書等の書類の提出をお願いする場合があります。あらかじめ御承知置き願います。

3 税照会情報の不開示を希望する場合

- 提出されたマイナンバーで課税情報を照会するにあたって、DVや虐待等の被害により避難されている方は、希望する場合、所在地につながる情報を秘匿するため、マイナポータルで閲覧できる照会関連情報を不開示とすることができます。
- 情報の不開示を希望する方は、別添「情報不開示希望申出書」を事務室までご提出願います(不開示を希望する方のみご提出ください)。

4 審査の結果について

審査結果については、10月下旬頃、通知でお知らせいたします。